

# [監査委員事務局] 経営計画書（総括表）

## ■事務事業の総括

No.	事務事業名	様式 区分	R02 年度計画額（単位：千円）		R02 年度必要人工	
			計画額	内特定財源	職 員	臨時職員
1	監査事務事業	B	3,023	0	2	0
合 計			3,023	0	2	0

## ■特記事項

# 事業別経営計画書【B】

## ■基礎情報

所属名	監査委員事務局	No.	01
事務事業名	監査事務事業		
総合計画の体系	基本目標	6	持続可能な地域経営
	基本政策	2	行財政経営
目的	公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保と、違法、不当の指摘と指導に重点をおき、町の行財政の適法性、効率性、有用性を検証する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期監査に関する事務</li><li>・ 行政監査に関する事務</li><li>・ 財政援助団体監査に関する事務</li><li>・ 工事監査に関する事務</li><li>・ 随時監査に関する事務</li><li>・ 住民監査請求、議会・町長等の要求に基づく監査に関する事務</li><li>・ 例月出納検査に関する事務</li><li>・ 決算審査・基金の運用状況審査に関する事務</li><li>・ 財政健全化審査に関する事務</li></ul>		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点について、その後報告するシステムが構築されていない。</li></ul>		
令和2年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係各課と協議・検討を進め、改善できることから取り組んでいく。</li><li>・ 現在、地方公会計への移行準備は財政担当のみで行われているが、プロジェクトの立ち上げ、財務会計システムの変更等、全庁的な取り組みが必要と思われる。</li><li>・ 担当者、部署によって事務の質に差がある。内部統制、事務のマニュアル化を進める必要がある。</li><li>・ 近隣市町や監査事務研究会と情報交換を図り、課題の解決に努める。</li></ul>		

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	20日～25日頃前後 例月出納検査（3日～18日事前調査）
4	財政援助団体調査表及び各団体の前年度収支報告等の提出依頼 法定受託事務調査書提出依頼 決算審査の実施通知及び審査調書の提出依頼
5	財政援助団体調査表及び収支報告書等の内容確認 法定受託事務調査書の内容確認、
6	決算審査調書の内容確認
7～8	決算審査の事前調査及び決算審査の実施 決算審査意見書の作成
9	財政援助団体監査の実施通知及び資料の提出依頼
10～11	財政援助団体監査の事前調査 財政援助団体監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の実施通知及び監査調書の提出依頼
12	<del>工事監査の実施通知及び監査資料の提出依頼</del> 次年度監査実施方針の検討
1～2	定期監査の事前調査及び監査の実施 <del>工事監査の実施及び監査結果報告書の提出</del> 定期監査結果報告書の提出 次年度監査実施方針の作成

## □3年間の目標

目標						
項目（単位）	H30計画	H30実績	R01計画	R01目標	R02目標	R02目標

## □2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R03年度	
R04年度	

## ■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R01 年度当初予算額	R02 年度計画額
事業費		千円	1, 192	1, 388	3, 023
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工		1	2
	臨時職員	人工		0	0
	計	人工		1	2

## ■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
なし		
合計		

## ■令和2年度 計画額の主な増減

(新たな取り組み、臨時経費、廃止科目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

## ■特記事項

--

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 監査委員からの指摘事項のうち、全庁的に周知することが必要と判断した事項については、経営会議の協議に諮り、グループウエア（文書管理＞100 部署別フォルダ＞107 監査委員事務局＞監査委員指摘事項）に掲載した。軽微なもの、または他の部署では発生しないものについては、直接担当課に注意・指導を行った。
- ・ 公会計に関しては、政策推進課が平成 28 年度分までの財務書類を作成し、平成 29 年度以降については外部に委託して令和元年度分まで作成済み、今後は単年度契約で作成を委託する予定。
- ・ 愛知県町村監査事務研究会の参加自治体と積極的に情報交換を行い、調書等の様式変更を検討した。
- ・ 地方自治法の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、監査基準に関する規定が第 198 条の 4 に設けられ、併せて総務省から統一的な監査基準（案）が公表された。監査事務研究会の多くの自治体が平成 31 年 3 月 29 日公表の監査基準（案）に沿った形で策定、または変更していた。すでに変更済の自治体から新しい監査基準を取り寄せ、またアドバイスをいただきながら、監査基準の見直しを行った。

## ■ 評価

- ・ 担当者、部署によって事務の質に差がある。監査委員からの指摘事項を担当課に直接注意、指導を行い、経営会議やグループウエアを活用して全庁的に周知を図っているが、なかなか効果の表れない部署もある。内部統制、事務のマニュアル化を進めるには、人員の余裕（再任用職員の有効活用）が欲しい。
- ・ 建設課の人員不足等により、工事監査が実施できなかった。
- ・ 財政援助団体等の調査を実施しているが、協働委託事業と委託事業の境界が曖昧になっている。